

東北アジア多国間安保体制の構築と先決条件

李 勝 根
(訳：鄭 世桓)

1. 序論
2. 東北アジアの多国間安保協力のプロセス
3. 理論的アプローチと東北アジア安保体制の構築に際しての障害
4. 東北アジアの多国間安保体制構築の先決条件
5. 結論

1. 序論

ポスト冷戦時代に入り、新国際秩序の形成のための論議の一環として多国間安保協力に関する研究と実践が活発化してきた。多国間安保協力のための初期の事例として、1975年に発足した「全欧安全保障協力会議（CSCE: Conference of Security and Cooperation on Europe）」と同会議が1995年に名称を変えて誕生した「欧州安全保障協力機構（OSCE: Organization for Security and Cooperation in Europe）」を中心としたヨーロッパ多国間安保体制の形成を取り上げることができよう。ヨーロッパではCSCE/OSCEの発足により冷戦中も東西間での経済、安保、人権などにおける協力を通じて地域紛争を事前に予防することができ、冷戦終結に決定的な役割を果たした。また、冷戦終結後には包括的な安保（comprehensive security）の概念を創出し、予防外交（preventive diplomacy）のモデルとなって地域集団防衛機構としてNATO（North Atlantic Treaty Organization）とともにヨーロッパの平和維持のための実効的な機構であると評価されている。CSCE/OSCEは、ヨーロッパ安保問題の解決にむけて多数の国家の参加を得たうえで合意を導き出してきたことによって、多国間安保体制の一例としてその有用性を認められるようになったわけである。

東北アジアを含めたアジア太平洋地域では、ポスト冷戦時代に入ってから地域多国間安保協力のための努力の一環として1990年に「アジア安保協議（CSCA: Council for Security Cooperation in Asia）」と「北太平洋安保協力対話（NPCSD: North Pacific Cooperative Security Dialogue）」が提議されたことがある。これらは初期に提案されたモデルである。現在運営されているアジア太平洋地域の多国間安保協議体としては、1994

年に発足した「ASEAN 地域フォーラム（ARF: ASEAN Regional Forum）」と1993年に発足した非政府会議「アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP: Council for Security Cooperation in Asia Pacific）」を代表的な例として取り上げることができる。これらはアジア太平洋地域での安保協力のための重要な論議の場となっている。

東北アジア地域では、朝鮮半島が分断され、四大国（中、ロ、日、米）が対立する力学的な構造のもと、ヨーロッパとは異なって冷戦が完全に終結しておらず、二国間同盟体制の維持と地域軍備における競争の加速化、相互協力の欠如によって、多国間安保協力が順調には進展してこなかった。東北アジアにおける緊張の緩和のための多国間安保協力の必要性に鑑みて、90年代に入ってから、東北アジア地域に限定した多国間安保対話の枠組みが模索されることとなる。1993年に非政府の「北東アジア協力対話（NEACD: Northeast Asia Cooperation Dialogue）」が発足し、韓国政府は1994年に政府レベルでの「北東アジア安保対話（NEASED: Northeast Asia Cooperative Dialogue）」を提案した。だが、東北アジアではいまだ域内安保問題の解決のために二国間同盟構造に依存しており、周辺の四大国間の勢力均衡の構造の中で東北アジアの安定を図っているため、実質的な平和状態にはなっていない。本格的な多国間安保体制の発足については見通しが立っていないのが現状である。

東北アジア地域では、ヨーロッパの冷戦終結に大きく貢献したCSCE/OSCE 及び NATO のような多国間安保機構の創設が具体化していないが、域内対立構造の解消と新しい安保秩序の構築、冷戦が終息していない朝鮮半島の緊張緩和及び域内国家間の相互協力などが必要とされており、東北アジアの国家間でのさらなる真剣な論議が現在もとめられているといえよう。

本研究では東北アジアの多国間安保協力の必要性を提起しつつ、いかなる先決条件が必要なのかについての解決策を探ることを試みる。そのために、まず東北アジアでの多国間安保の協力が多少消極的とはいえどのように進んできたのかを考察し、多国間主義安保協力の必要性を理論的な側面から論じるとともに、東北アジアでの多国間安保体制の構築がいかなる面において脆弱なのかを考えてみる。このような障害を克服するための先決条件として、東北アジアの域内協力強化や域内の信頼構築と軍備統制、アジア太平洋安全保障協力会議の活性化、北朝鮮の核問題の平和的解決などを提示し、域内の多国間安保体制の構築のためにどのようなアプローチが必要であるのかを考える。本研究を通じて、東北アジアにおける多国間安保協力が東北アジアでの平和維持だけでなく、朝鮮半島の緊張緩和と平和体制構築及び朝鮮半島の統一のための基盤となりうることを示唆したい。

2. 東北アジアの多国間安保協力のプロセス

ヨーロッパ諸国は第2次世界大戦を経験した後、相互協力する中で国家間の紛争と戦

争を回避するよう努力してきた。そのため、第2次世界大戦以降の東西ヨーロッパ間の対立の中でも、1960年代の初めから協力を持続しており、アメリカを含む西ヨーロッパ諸国は60年代末にソ連及び東欧の国家との「相互兵力削減 (MBFR: Mutual Balanced Forces Reduction)」交渉の論議を開始するようになる。このような東西間の和解的ジェスチャーとともにCSCE形成の雰囲気が醸成されることによって、1970年の西ドイツとソ連及びポーランドとの国交正常化や1971年のベルリン問題の解決のための「四ヶ国条約 (Quadripartite Agreement)」の締結、1972年の弾道弾迎撃ミサイル (ABM: Anti-Ballistic Missile) 条約と第一次戦略兵器制限交渉 (SALT-I) の締結を経て、CSC開催にむけて1972年11月から本格的に準備に入る。そして、ヨーロッパ非同盟中立国と東西両陣営国で構成された3つの会談グループでの論議を経て、1975年8月1日ヘルシンキ首脳会談で「最終議定書 (Final Act)」が採択されることによって、CSCEが公式的に発足した。以降CSCEは冷戦期においても東西間の対話を存続させる求心的役割を担い、最終的に加盟国が1990年12月に「パリ憲章 (Charter of Paris)」を採択することによってヨーロッパでの冷戦は終結する。1995年からはCSCEがOSCEに機構化され、ヨーロッパの紛争を事前に予防することのできる実質的な活動が行われるようになり、予防という側面から見た「多国間安保協力機構」のロール・モデルとなった。

1990年の初めから始まったヨーロッパの冷戦終結の過程を目のあたりにした東北アジアの諸国と域内の学者たちは、CSCEのモデルを基盤として地域「多国間安保体制」を構築すべく、まず会議形式の類似機構を創設しようと尽力したことがある。

東北アジアを含むより広範囲の領域であるアジア太平洋地域での多国間安保協力への努力は次のような経緯で積み重ねられてきた。まず、1980年代の半ば以降から旧ソ連及びロシアは「アジア版ヘルシンキ・プロセス (Helsinki Process)」または「全アジア・フォーラム」を主唱し、1990年の夏には豪州のエバンス外務長官が「アジア安全保障協力会議 (CSCA)」を、カナダ政府が「北太平洋協調的安全保障対話 (NPCSD)」をそれぞれ提起した。これらはアジア太平洋地域での多国間安保構成のための初期アプローチとして分類されている。1993年7月、クリントン大統領は、アジア太平洋地域の多国間安保対話に関する構想は、アメリカが提起した「新太平洋共同体 (New Pacific Community)」構想の安保分野と一致していることを強調した。アジア太平洋地域を中心とする実質的かつ具体化された多国間主義協議体の事例として、1994年に発足した政府レベルの「ASEAN地域フォーラム (ARF)」と1993年に作られた非政府レベルの「アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)、及び「国際戦略研究所 (IISS: International Institute for Strategic Studies) が2002年から毎年開催している「アジア安全保障会議 (ASC: Asia Security Conference)」をあげることができる。その他、ASEAN (Association of Southeast Asian Nations) 10カ国が中心となって韓国、中国、日本の三国が参加しているASEAN+3では政治・安保分野に関する論議も行われており、「アジア太平洋経済協力 (APEC: Asia-

Pacific Economic Cooperation)」とともに東北アジアの安定のための重要な協議の場としてその役割を果たしている。

東北アジアで「トラック I 外交 (Track I Diplomacy)」と呼ばれる政府レベルの多国間安保対話の枠組みは未だ構想されておらず、94年に韓国政府が提唱した「北東アジア安保対話 (NEASED)」くらいしか存在しないのが現状である。NEASEDは東北アジア地域の安保に直接的な利害関係を持つ東北アジア6カ国、すなわち韓国、北朝鮮、アメリカ、日本、中国、ロシアが参加する東北アジア地域における多国間安保協力のための政府間協議の枠組みであり、アジア太平洋地域全体レベルのものとは別にサブリージョン (sub-region) レベルの多国間安保対話のために作られたものである。特に域内国家間の信頼構築への努力を通じて域内の平和と安定維持のための安保環境改善をはかることを目的としている。その他にも政府レベルの「プラグマティックな多国間主義 (pragmatic multilateralism)」の代表的な事例として、1995年に発足した北朝鮮の核問題解決のために作られた「朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO: Korean Peninsula Energy Development Organization)」を挙げることができる。

「トラック II 外交 (Track II Diplomacy)」である非政府民間レベルの多国間安保対話は、それほど十分ではない政府間機構の状況とは異なり、比較的活発に展開されてきており、今後の東北アジア多国間協力機構発足にむけた見本となっている。北東アジア協力対話 (NEACD) は、アメリカのカリフォルニア大学の傘下にある「グローバル紛争・協力研究所 (IGCC: Institute on Global Conflict and Cooperation)」が主管して1993年10月に発足した。NEACDは非政府組織 (NGOs: Non-Governmental Organizations) または準政府組織 (SGOs: Sub-Governmental Organizations) として発足して以降、比較的活発に会議を開催している。韓国、北朝鮮、アメリカ、日本、中国、ロシアの6カ国の国防・外務官僚や学者たちが個人的資格で参加し、東北アジアの安保を中心に論議するものである。NEACDは本会議以外に「国防情報共有会議」を別途開催し、東北アジア地域での軍事的透明性の引き上げ方策を模索している。北朝鮮は1993年7月の準備会議に参加してからはしばらく欠席している。NEACDの参加者たちは2008年11月までに19回会議を開催し、多様なテーマにわたる地域安保の原案を論議してきた。非政府間民間レベルの多国間安保対話としては、その他に「北太平洋学術交流会議北海道 (Hokkaido Conference for North Pacific Issues)」が1988年から北太平洋地域研究センター及び総合研究開発機構の主催でセミナー形式で開催されており、「東北アジアに関する国連シンポジウム」が1995年から国連アジア太平洋平和軍縮センターの主催で開催されている。このような枠組みは限られた権限しか持たない非政府機構ではある。しかしながら、会議が続いていることによって、軍事的に対立している東北アジアにおける今後の多国間安保協力機構構築のための事前準備としての役割が期待される。

CSCE/OSCEは、冷戦時代、独自の経験から政治的・軍事的信頼構築 (confidence

building) を通じてヨーロッパ全地域の安保維持のために貢献してきた。冷戦以後は、包括的 (comprehensive) 安保概念を創出しただけではなく、充実した予防外交 (preventive diplomacy) で知られる機構として役割を果たしてきた。このような CSCS/OSCE のモデルをモデルとして ARF はアジア太平洋地域のための安保フォーラムとして発足し、加盟国間の多国間対話を通じて相互信頼を積み重ねることに貢献することによって、この地域の平和と安定を追求する多国間機構として定着してきたと評価できる。だが、東北アジアに限定して維持されている多国間協議体は、北朝鮮の核問題のみを扱っている政府レベル 6 カ国協議を除くと非政府レベルの NEACD のみであるため、東北アジアで多国間主義の機構を発足させるための論議が非常に不十分であるとされている。したがって、この領域に関する研究が何より求められている。

3. 理論的アプローチと東北アジア安保体制の構築に際しての障害

(1) 多国間主義の安保協力に関する理論的アプローチ

ポスト冷戦時代に入った 90 年代初頭から、各国は新しい国際秩序のパラダイムの中、相互協力を推進している。国家間摩擦を解消するに当たってのアメリカなど大国の役割は大きい、以前とは異なって相互依存が深化していく中では、多数の国家が協議し問題を解決していく多国間主義的アプローチが優先されてきている。国内問題の解決のためのアプローチ方法においても、案件別に違いはあるものの、組織的犯罪、金融危機、環境問題などでは国境を越えてその影響が及ぶため、多国間主義的な解決方式が選好されている。国際秩序を形成する原理においても、伝統的な米韓同盟や日米同盟のような「二国間同盟体制 (bilateral alliance system)」や国連を中心とした「集団安保体制 (collective security system)」、NATO を中心とした「集団防衛体制 (collective defense system)」とは異なり、多国間主義安保機構は多数の国家間の信頼構築と相互協力、共通行動を基本とする新しい形の安保体制を形成している。

多国間主義 (multilateralism) は、単独主義 (unilateralism) 及び二国間主義 (bilateralism) とは相反する用語であり、様々な国の意見に基づいて多数の国家が機構を設立したり相互協力のための組織を形成するという原則を意味している。また、単純な多国間活動の類型を取り上げる際に用いられる。制度的観点から、多国間主義は、国際関係で国家間の協力と利益を調整する際に国際制度を通じてなされるということの意味する場合もある。また、多国間主義は、一般化された行為原則に基づいた組織的原理であり、3ヶ国以上の国家間の関係を調整する制度の一つのパターンであるともいえる。この場合の多国間主義の特徴は、「一般化された行為原則 (generalized principle of conduct)」、「関連のある価値観の不可分性 (indivisibility of values)」、「特定の互惠性 (specific reciprocity)」がある。多国間主義は、民主主義の原理のように人々の間で共有されている「普遍的基礎」の下で機

構内の活動が成立することとなる信念を意味する場合もある。このような意味では、多国間主義は一つのイデオロギーとして参加国家間の多国間主義的活動を増進させるための理念となることができる。

多国間主義を基盤とした地域安保体制の構築は、その目標を安保レジーム（Security Regime）を構成することにおいている。Haftendornによれば、安保レジームとは安保問題を解決するために、2ヶ国以上の複数の国家の間で結び結ばれた協力の状態を意味し、参加国の平和と安定を維持するために多国間の協力関係を形成することを目的とするものである。安保レジームの構築において、いかなる形の安保原則を基盤として3カ国またはそれ以上の国家間で協力的な関係のレジームが形成できるかを示す理念が多国間主義であるが、多国間主義を基盤とする安保レジームを形成するための代表的なものは、特に冷戦終結後のヨーロッパで発展した「協調的安保（cooperative security）」の形をとっている。特に1982年に「パルメ委員会（Palme Commission）」で「共通安保（common security）」という概念が初めて採択されたが、冷戦終結後、一部の学者たちがこれを協調的安保という用語に置き変えて広く用いている。このような協調的安保によって、参加国間で友敵の区別なしに相互依存、相互信頼、予防外交の側面から武力の使用そのものを排除し、対話と協力を基盤とした安保を構築できるようになる。協調的安保のための代表的な協議体や協議機構にはASEAN地域フォーラム（ARF）及びヨーロッパ安保協力機構（OSCE）がある。

OSCEは冷戦終結後の協調的安保のモデルとして多くの研究の対象となっている。これまでの発展の過程から明らかなように、ヨーロッパの安保構築のための協力を基本とする機構として、伝統的な集団安保機構である国連とは区別される「準集団安保（quasi-collective security）」機構とみなせる。また、OSCEはロシアを含むとともに、全ヨーロッパの地域安保協力機構として政治、経済、社会、文化、人権問題などの非軍事部門をも含んでおり、包括的にヨーロッパの安保を扱う「包括安保（comprehensive security）」であるといえる。安保維持の手段として軍備管理（arms control）と軍縮（disarmament）、信頼構築及び予防外交を用いて事前に紛争を予防しており、紛争解決方式としては「紛争防止センター（CPC: Conflict Preventive Center）」のような政治、安保機構を通じた平和的な方法をとってきた。こういった点において冷戦終結後の新しい安保概念を樹立するのに貢献したといえる。また、OSCEは機構に対する権限及び運営方式において加盟国の平等と合意を基本とする地域的普遍主義を土台とすることによって多国間主義的な原則を十全に満たしているといえよう。

国連は冷戦終結後、国際紛争解決のための国際司法裁判所や仲裁・調整、平和維持軍の活用によって、国際紛争管理において非常に有用な機構として再評価されている。NATOも地域集団防衛のために機構としてその役割を拡大するなど、冷戦終結後の存在価値が評価されている。一方、協調的安保機構としてのOSCEは組織力や加盟国間の結束力が弱

いため、その有用性において限界を見せている。しかし、実質的なヨーロッパ冷戦終結は OSCE の前身である全欧安全保障協力会議（CSCE）を中心とした多国間主義の勝利ともいえる。東北アジア地域ではその性格上、NATO のような軍事機構を構成するのは非常に難しいため、OSCE をモデルにして東北アジアの多国間安保体制を構築するのがより有効であるといえよう。

（2）東北アジアの多国間安保体制の構築に際しての障害

多国間安保機構として、OSCE が東北アジアで同様の機構を創設するためのメイン・モデルとなっている中、域内国家もこのモデルを基本として優先的に東北アジア多国間安保協議体を構築するために力を入れてきた。歴史的な相互対立的感情を解消し、和解、協力が必要だということを域内の各国が幅広く共有できるように多国間安保協力が必要だと認識しているのである。このような東北アジアにおける多国間安保協力の必要性は次のように示すことができよう。第一に、東北アジアでは二国間同盟関係を基盤として域内現状（status quo）が維持されているが、北朝鮮を除いて経済発展による相互依存が拡大することによって、安保問題においても軍事問題だけではなく政治・外交・経済・環境問題を同時に包括的に論議する「包括安保（comprehensive security）」が重要視されつつある。そういった中で、多国間対話の場が必要となってきた。第二に、東北アジアでは日中間の地域覇権をめぐる競争や日中間の領土問題、中国と台湾の兩岸問題、北朝鮮の核問題を中心とした南北間緊張関係の持続、アメリカと北朝鮮の対立などが続いている。域内軍備競争の制限と平和構築のために多国間協議機構の創出が必要となる。第三に、ヨーロッパで CSCE が冷戦終結に貢献したのと同様に、東北アジアでも東北アジアの新秩序構築を通じた冷戦構造の解消と既存の二国間同盟関係の再成立のために多国間安保機構の構築が必要とされている。

このように東北アジアで多国間安保体制を構築することが必要とされている。しかし、ヨーロッパとは異なり東北アジアは、アメリカを含め域内の国家間の安保脅威に対する共通認識を欠いている。また過去にも多国間主義ないし集団協力体制をほとんど経験していない。こういった点において、東北アジアにおける多国間安保協力は容易ではないといえる。また、周辺四大国と南北間という独特の力学構造が存在しており、安保構造が二国間同盟関係を軸として成立しているため、CSCE/OSCE のような多国間安保体制の構築は依然として困難である。前述のように、東北アジアでの多国間安保協議体であり北朝鮮問題解決のための場である「6カ国会議」と政府間の多国間安保対話体「北東アジア協力対話（NEACD）」が存在するが、これらもヨーロッパの OSCE のように定例機構化されていないため、実質的な多国間安保協議体には発展していない。このような東北アジアの多国間安保体制の構築に際しての障害には、次のようなものがある。

第一に東北アジアの軍備競争による域内緊張感の継続がある。9.11 テロ以降、アメリ

カが東北アジアで軍事力を再調整しつつ力の優位を持続的に確保しており、米韓及び日米同盟体制を基盤として三国間安保協力の体制を維持させている。中国と日本は域内主導権の掌握のために軍事力を増強し、軍備競争を続けているため緊張状態にある。ロシアは既存の核を中心に軍事力を維持しつつ先端の軍事装備を開発し、中国やアジア諸国への武器輸出を拡大して東北アジア地域の軍備競争に影響を与えている。また、北朝鮮の核実験及びミサイル開発は、域内軍備競争の一つの要因となるとともに、周辺国へ軍備競争をけしかけている。このような状況の中、東北アジアでの多国間安保協力には障害が多いということはいかんともしがたい実情であるといわざるをえない。

第二にヨーロッパは冷戦中も相互交流を続け、東西ヨーロッパ間でCSCEを通じて政治的・軍事的に相互信頼を構築してゆくとともに経済的・文化的に協力関係を持続して冷戦を終結させた。しかし、東北アジア地域は経済的には相互協力関係を維持しているものの、安保の面では同盟関係の維持を通じて各国間対立と冷戦的思考が存続している。中国とロシアは戦略的パートナーの関係を維持しているが、日本、アメリカにとは軍事的な側面では依然として対立構造が続いている。朝鮮半島と日本、アメリカの関係においても、北朝鮮の核開発問題によって相互関係が冷却化している状況にあり、多国間安保協力には必然的に消極的である。

第三に、東北アジア諸国の間では歴史的、イデオロギー的認識において非常に異なる考え方が併存している。そのため、多国間主義の議題の設定が容易ではなく、同質的な安保規範の設定があっても国家間の認識の違いが出てくる。たとえば、東北アジア地域の多国間協力のための安保規範としてCSCE/OSCEの例から考えられる域内国家間の武力使用と威嚇の禁止や紛争の平和的解決、軍事訓練に関する事前通知、軍事情報交換、軍の透明性確保などの軍事的信頼構築における共同認識が薄く、大量破壊兵器拡散の禁止及び軍縮の実現などにおいても認識の違いが存在している。

第四に、CSCE/OSCEのモデルを中心に東北アジア諸国の研究機関と学者たちの研究は活発に展開されているが、各国の政府間では多国間安保協力のための長期的プランを体系的に設定することができない状態にある。ヨーロッパの統合過程からわかるように、地域統合のためには協力が容易なところから優先的に統合を行い、それを少しずつ波及（spill-over）させながら政治的な分野での統合を拡大するのが望ましいと思われる。東北アジア地域では多国間主義の基本理念の下で段階的にまず実現可能な常設協議機構を構築すべきであるが、このような試みが圏内では不足しており、各国の政府は多国間安保体制の構築に関する長期的プランを提示していない。

第五に、東北アジアの多国間安保の構築に際しての障害として、これを先導していく国家がないということあげることができる。東北アジアでは力学的構造上、同盟関係を中心に勢力均衡を保っており、既存の安保戦略を反故にして多国間安保体制を構築しようと積極的に先導する国がないという点である。ヨーロッパではCSCE/OSCEの発展過程の

中で、スイス、ベルギー、オーストリア、スウェーデンなどの小国及びヨーロッパ非同盟中立国（NNA: Neutral and Non-Aligned）の役割がきわめて大きかった。これらの国家はCSCE/OSCE内でアメリカ、旧ソ連、フランスなどの大国間の意見対立をうまく仲裁し、多国間安保協力の長所を浮き彫りにしたのだった。

4. 東北アジアの多国間安保体制構築の先決条件

東北アジアでの多国間安保体制の構築は、前述のような制約によってしばらくの間は容易ではないと思われる。しかし、まだ冷戦が完全に終結していない東北アジア地域で平和維持と相互共存を実現するための最も適切な代案として、最終的にヨーロッパで冷戦終結を主導したCSCE/OSCEのような多国間安保機構の構築をあげることができよう。この実現のために必要となる条件を事前に整え、これを実践するために努力しなければならない。このような先決条件としては、域内の各国間の協力推進や既存のアジア太平洋安全保障協力会議の活用及び強化、域内の信頼構築と軍備統制、北朝鮮の核問題の解決などを通じた特定分野での合意導出の経験蓄積などを挙げることができる。

(1) 東北アジア域内の協力強化

東北アジアの多国間安保システムを形成する際、そこで発生する制約要因は、今後東北アジア諸国間で実質的な多国間安保体制を構築してゆくために解決しなければならない重要なことである。ヨーロッパ国家は、多国間協力の際に発生しがちな制約要因を克服するためにCSCE/OSCEを発展させつつたゆまぬ協力と対話、長期目標の提示、具体的な代案提示などを通じて、多国間安保協力機構を発足させた。このような事例からわかるように、東北アジア地域での制約要因を克服するためには、域内国家間で既存の多国間協議体を中心にしたたゆまぬ対話維持を通じて相互信頼を深め、実質的な多国間安保体制の形成要素として安保の規範と規則、一連の相互認識されたレジームの運営原則が確立できるように力を入れるべきである。

東北アジア諸国は、東北アジアの安保の安定的な維持を目標に多国間安保体制の形成を通じて二国間同盟の限界を克服しなければならない。また長期的には多国間安保機構を構築することができるように体系的な目標を立て、具体的な方策を積極的に模索していくべきである。この先決要件として、域内国家間の協力と交流推進、多国間外交の強化、多国間主義に対する国民の肯定的な認識の持続的拡大などをあげることができよう。

東北アジアに限って現在まで提示され、活用されている多国間安保協議体として6カ国会議、北東アジア協力対話（NEACD）と北東アジア多国間安保対話（NEASED）がある。6カ国会議の発足以前である1996年4月には4カ国会議が提案され、1999年までに6回開催された。この4カ国会議は米韓両国の首脳が提示する「朝鮮半島での恒久的な平和体

制の構築」のために、朝鮮半島、アメリカ、中国が参加した4カ国会議をその根幹とする。4カ国会議は朝鮮半島主導の新しい平和体制の定着を目的としたものであり、南北が直接、軍事問題と朝鮮半島の平和体制の構築にかかわる問題を議論するのが難しいため、停戦協定の当事者であるアメリカと中国の保障を通じて信頼構築を助けることを目的としていた。4カ国会議を拡大して2003年8月に発足した6カ国会議に参加する諸国は、北朝鮮の核開発問題の解決のために注力した。その結果、4年後の2007年2月に「共同合意」に至り、核廃棄のためのプロセスに着手することとなる。このことによって、6カ国会議は域内の代表的な多国間安保協力チャンネルとして認識されるようになった。しかし、北朝鮮の拒否によって、核廃棄における検証可能な進展は得られておらず、多国間安保システムの限界が見られた。今後6カ国会議が所期の成果を出すとするならば、東北アジア安保レジームの発足とともに安保協力が順調に行われるようになると思われる。

東北アジアの多国間安保体制の構築のためには、制度的な観点からの政府間の協力も重要である。韓国政府が94年5月に提示した「北東アジア多国間安保対話（NEASED）」のような多国間安保フォーラムの形成は一つの代案となり得るだろう。このような多国間安保フォーラムを通じた政府間の多国間主義に対する認識の拡大によって、CSCE/OSCEにおいてそうだったように予防外交と安保協力の推進のための努力が可視化され、最終的な東北アジアの多国間安保体制の形成に役立つと考えられる。多国間安保フォーラムを設立する際、論議可能なテーマとしては次のようなものをあげることができよう。第一に政治、経済、外交、軍事レベルでの包括的な国家別安保認識を交換し、研究課題などを提示して相互認識を拡大すること。第二に、東北アジアの力学的関係上形成された米韓、日韓、米中、中露、日中、米朝、南北などの二国間関係が改善する方策を論議するとともに、北朝鮮とアメリカ、日本相互の外交関係の正常化を促進し、多国間関係の進展状況を論議することができるようにすること。第三に北朝鮮の核及びミサイルの開発を含む朝鮮半島の安保状況について議論し、これを東北アジア及びアジア太平洋の安保状況と連携できるようにすること。第四に、「low politics」の領域として域内の国家間の芸術及びスポーツ、文化、人的交流などでの協力を推進すること。第五に、北朝鮮が東北アジアの多国間安保レジームに参加できるような状況を創出すること。第六に、韓国と中国の間の政治、経済、軍事協力を強化し、安保認識が相互に共有できるようにすること。

多国間安保レジームの構築のためには、民間レベルでの認識共有も重要である。特に、民間レベルでは朝鮮半島および日米中露の6カ国の国防・外務関係者と学者たちが個人的に参加している「北東アジア協力対話（NEACD）」が1993年から活性化しているが、このような協議会をより多様化し、学者たちの間でも多国間主義的安保の認識を拡大してゆく必要がある。

(2) 域内信頼構築と軍備統制

東北アジア地域での多国間安保協力のためには、域内国家間の政治、軍事的信頼構築と大量破壊兵器及び核を含めた軍備統制を通じて、地域の紛争予防と平和状態が持続的に維持される必要がある。

信頼構築 (CBMs: Confidence-Building Measures) に関する教訓は CSCE/OSCE の発展過程から得ることができる。1975 年に採決されたヘルシンキの最終議定書では、信頼構築措置として主要軍事訓練に際しての事前通知を義務化しており、それ以外の軍事訓練に関しても軍事訓練を行う地域に隣接している国に自主的に通知するように勧めている。また、軍事訓練の視察のためにオブザーバーが相互に参加することができるようにしている。それ以外にも大規模の軍事移動に関する事前通知や自主的な事前通知の奨励、及び軍の代表団の交換訪問などを規定し、その他の地域における信頼構築のモデルとなっている。このような初期の信頼構築は 1977～1978 年のベオグラード会談、1980～1983 年のマドリッド会談、1986～1989 年の間のウィーン会談を通じてより発展させられてゆき、ヨーロッパの冷戦終結後、1992 年 7 月にウィーン CSBMs (Confidence and Security Building Measures) 協商文書を通じて「安保協力フォーラム (FSC: Forum for Security Cooperation)」が創設された。「ウィーン文書 1994」では、事前軍事活動の対象として規定されている軍事訓練規模の削減調整と国防計画及び軍事方針の透明性の向上のために、国防情報の例年交換や国防情報の妥当性審査のための関連国家間の相互評価訪問、兵力 4 万人及びタンク 900 台以上の軍事訓練の抑制、軍事通信網の設置・運営などを加盟国間で決定し、信頼構築の措置がより拡大された。特にウィーン文書 1994 では「リスク削減 (risk reduction)」プログラムを強化しているが、「非正規軍事活動」に関する相互協議と協力のためのメカニズムの構築や軍事的性格の予想外の事故に備えた協力、軍事活動地域への訪問周旋などを実施できるようにもなった。このようなリスク削減のために OSCE の「紛争防止センター (CPC)」と安保協力フォーラム (FSC) の「特別委員会 (Special Committee)」活動をより強化し、FSC で CSBMs に関する協議が継続できるようにするとともに、軍縮問題や領空開放問題などを扱うことができるようにし、「グローバルな軍事情報の交換 (GEMI: Global Exchange of Military Information)」を実施するようにした。

東北アジアはいまだ脱冷戦の過程にあり、域内に様々な葛藤構造が常在している。南北間対立の構造が持続しており、北朝鮮による核兵器及び長距離ミサイルなど大量殺傷兵器の継続的な開発や中国と台湾との間の兩岸問題、中国とアメリカの間の長期的な対立局面、日露の領土問題、日中の領土問題など、紛争の潜在的要素が散在しており、域内軍備増強の継続による葛藤が続いている。特に北朝鮮の核問題の解決がなければ、東北アジアで意味のある軍備統制法案に合意し、それを履行することは難しい。しかし、このような葛藤構造があるとはいえ、前述のように、ヨーロッパでの軍事的信頼構築のプロセスが CSCE/OSCE を通じて長期的に具体化されたように、東北アジア諸国間の緊張緩和と平和

構築のためには、域内国家間で持続的かつ効率的な軍事的信頼構築と軍備統制を行い、多国間安保協力を実現する必要がある。

CSCE/OSCE の例からもわかるように、東北アジア6カ国の信頼構築と軍備統制を通じた多国間安保協力を構築するための方策として次のことをあげることができる。第一に、既存の6カ国会議の枠組みを維持し、北朝鮮の核とミサイルの開発が防止できるように6カ国会議の参加国は努力しなければならない。また、南北間の対話と信頼増幅のために周辺国も同調する必要がある。第二に、小型通常兵器の不法取引の取り締まりと、北朝鮮の大量破壊兵器の不法取引に対する周辺国の強い統制が必要である。第三に、兵器登録及び周辺国における国防白書の発刊を通じて、域内の軍事的透明性を確保しなければならない。第四に、海洋安全及び航空安全、捜索救助、災害救援、不法移民、人権保護、環境保護、漁業活動、規制緩和問題などに関して周辺国は相互に緊密な協力関係を維持しなければならない。第五に、域内国家間の定期的な軍の人的交流と友好推進、軍事費及び軍事力現代化に関する情報公開などを通じて透明性を拡大する必要がある。第六に、域内国家間で二国間及び多国間の海洋捜索と航空安全の確保などのために軍の合同訓練を実施することも必要である。最後に、このような域内信頼構築と軍備統制は、最終的に東北アジアの多国間安保機構が実現された後にも制度的枠組みの中で持続させるべきである。

（3）アジア太平洋協議体の活性化

東北アジアでの多国間安保協力のために、東北アジア地域を包括する ASEAN 地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、ASEAN+3、アジア太平洋経済協力会議（SCO）に参加する諸国間で協力の経験を活用することもできる。何よりもこのようなアジア太平洋協議体をモデルにして東北アジアという立場から政治的、軍事的な信頼を積み上げ、相互協力の経験を蓄積することも東北アジアにおける多国間安保体制の構築のために望ましい方策となる。

ASEAN 地域フォーラム（ARF）は1992年、第4回シンガポール ASEAN 首脳会談において拡大外相会議（PMC: Post Ministerial Conference）の枠を利用し、ASEAN 及び域外国家間の政治安保対話を推進することに合意して1994年7月に発足した。ARF は CSCE/OSCE をモデルとするアジア太平洋地域で唯一の多国間安保協議体といえるものであり、高級事務レベル会合（ARF-SOM: ARF-Senior Officer Meeting）や各種インターセッションナル会議で域内安保情勢に関する意見を交換し、信頼構築及び予防外交を通じて域内平和と安定を追求している。特に年2回開催される「信頼醸成措置に関する ARF インターセッションナル支援グループ（ISG CBMS: Intersessional Support Group on CBMS）」を通じて、域内信頼構築の観点から23カ国の加盟国の国防政策についての情報を交換し、予防外交及び域内問題の平和的解決方策を模索している。また、信頼構築の側面から各国の国防白書の交換、軍における高レベル人材の交流及び軍教育・訓練機関の交流、海軍艦艇

の相互訪問、国連PKO活動における参加国間の協力などを積極的に推進している。信頼構築措置は2～3年以内に推進する第1バスケット（basket）と中長期で推進する第2バスケットに区別し、推進している。その他にも海洋安全や海洋法、秩序、海洋環境保護及び保全に関連する協力、及び予防外交活動の持続的発展を図っており、良い事例となっている。このような経験を土台として、東北アジア地域の国家間の信頼構築のためにARFで実施している方策が活用できるだろう。特に北朝鮮が2000年7月からARFに参加するようになったため、本フォーラムを通じて北朝鮮に信頼構築措置の経験を積ませ、東北アジア域内の信頼構築の過程へ編入するように図ることも良い方策である。

「アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）」は1993年6月に韓国とアメリカ、日本、ASEAN諸国の学者たちによって形成された非政府間協議体である。この会議は国家間の信頼増幅や政府レベルの安保協力支援の強化にむけて議論することを主な目的としている。CSCAPで信頼構築を推進する分野は、ワーキング・グループ（working groups）での北朝鮮を含む18カ国間の兵器登録、国防白書の発刊など軍事透明性問題と核安保と非拡散関連問題、予防外交の概念及び原則設定などである。結局、CSCAPは非政府間の会議であるが、これは政府レベルの安保協力にもつながるものである。韓国とアメリカ、日本の学者の間での論議を通じて今後の東北アジアの多国間安保協力のための構想も同時に行うことによって、重要な会議として活用することができよう。

「アジア太平洋経済協力会議（APEC）」は1989年に豪州キャンベラで韓国を含む12カ国間の閣僚会議を発足させた。1993年からクリントン大統領の提案により毎年首脳会談を開催することとなり、アジア太平洋地域の調和に寄与する経済協力組織として発展してきた。APECは多国間経済協力に関する議論の場となっている。定期的な会合を通じて、加盟国間の経済的、社会的、文化的異質性を克服し、域内の経済成長に寄与して究極的には経済共同体を形成することを目標としている。このような観点から、東北アジア地域の加盟国はこれを通じて域内で経済的に協力することによって、東北アジアの多国間安保協力を強化することができると思われる。ARFは多国間安保協力のための協議体として機能しているが、東南アジア地域の問題を優先的に扱っており、東北アジアの安保問題を積極的に扱うことはできないという限界を抱えている。そのため、APECは現在の経済協力組織から政治・安保問題も扱う包括的な協力組織へと姿を変えるべきだという意見も提起されている。機構の機能拡大を通じて政治・安保問題も扱うようにすれば、東北アジアの多国間安保協力を強化するのに際しても積極的に活用することができよう。

既存のアジア太平洋協議体を活性化すること、このことによって参加する東北アジアの域内国家が政治、経済、安保分野で相互協力して多国間協議体の長所を学び、東北アジア地域が抱えている領土及び国境紛争、軍備競争など安保脅威の要因に積極的に対処するための多国間安保体制の構築に役立てることができる。また、既存のアジア太平洋協議体は東北アジアにおける多国間安保協力のための域内国家の努力を増大させる役割を果たすと

思われる。また、既存のアジア太平洋協議体が順調に機能して東北アジア多国間安保協力機構が発足した場合に、域内の不安定的な要因を集中的に管理することができるという点を参加国の共通の認識とできる。

（4）北朝鮮の核問題の平和的解決

東北アジアの多国間安保体制の構築のために解決しなければならない先決条件として、北朝鮮の核問題の平和的解決を挙げることができる。北朝鮮の核をめぐる東北アジア諸国間の円満な解決は、多国間安保協力と密接に関連しているためである。

北朝鮮の核開発は、東北アジア内の不確実性を増大させるとともに核拡散及び軍備競争の拡大によって大きな軍事力の波及効果をもたらす可能性があるため、東北アジアの多国間安保構築に悪影響を及ぼしている。核問題の解決のために2003年から開催されてきた6カ国会議は、これまで東北アジアの多国間安保協力のための協議体として、その発展可能性を示してきた。しかし、北朝鮮は2009年4月に6カ国会議への欠席を宣言して寧邊の核施設の廃燃料棒の再処理を開始した。また5月25日には2回目の核実験を強行することによって核問題が再び問題化されており、東北アジアでの緊張が高まっている。北朝鮮は1994年に「ジュネーブ基本合意」を通じて、核開発を中断する意志を示し、2005年9月には非核化に合意した。しかし、継続的に核開発を断行しており、2006年10月には核実験を強行するなど、北朝鮮は非核化の合意を履行していない。核実験以降再開された6カ国会議を通じて2007年に北朝鮮は核不能化を受け容れたが、不能化作業の第2段階の措置を完了せずに2009年4月に6カ国会議への不参加を宣言することによって核問題が再燃している。

核とともに最大射程距離がそれぞれ2,000～2,500kmと6,700kmであるデポドン1、2号の開発も東北アジア国家間の軍備競争を促すきっかけとなると懸念されている。北朝鮮は、2009年4月5日にウンハ2号ロケットを打ち上げることによって大陸間弾道ミサイルのような技術開発能力を対外的に誇示し、東北アジア域内の軍備競争を加速化させた。これに対する抑制対策も東北アジアの多国間安保構築過程では必要であろう。

一方、北朝鮮が2回目の核実験を通じて核を保有していることを既定事実としたことによって、今まで継続してきた6カ国会議の枠組みと合意が無効化している。北朝鮮の核開発が体制維持を目的としたものであるという点において、その解決は困難となっている。しかし、朝鮮半島の周辺国と国際社会はこの件に対し、継続的に北朝鮮に核プログラムを完全に廃棄するよう要求している。国連は2009年6月に対北制裁決議案1874を採択して北朝鮮に圧力をかけており、北朝鮮の核問題の解決においても多国間主義的なアプローチが有用となっている。

北朝鮮は二度にわたる核実験を通じて6カ国会議を無力化させようとする戦略をとってきた。しかし、多国間交渉の枠組みとして、6カ国会議はなお変わらず北朝鮮の核廃棄間

題を扱う非常に重要な手段となっている。6カ国会議は実際、これまでに核交渉のための最優先メカニズムとなってきた。北朝鮮の突発的な行動にもかかわらず、持続的に核交渉のための実用的な窓口の役割を果たしており、その有用性が検証されている。また、東北アジア地域には OSCE のような多国間安保協力機構が構築されていない。こういった状況の中、今後6カ国会議の枠内で核問題が順調に処理され、域内国家間での安保協力の可能性が大きくなれば、6カ国会議が東北アジアの多国間安保機構として発展する可能性があり、東北アジアの対立構造も緩和されることと思われる。

今後、6カ国会議の枠組みへは東北アジアの多国間安保体制を構築するということを基本として長期的な観点からアプローチすべきである。実際、北朝鮮は多国間安保協力が域内で行われ、北朝鮮が参加するようになれば、北朝鮮の人権問題、域内信頼構築、軍備統制、門戸開放などの議題が論議されることとなり、北朝鮮の体制維持に不利益をもたらすことを認識しているはずである。したがって、6カ国会議を成功させることによって北朝鮮の認識を変化させる必要がある。6カ国会議での議題も北朝鮮の核問題だけではなく、米朝関係の正常化や米朝の平和協定締結、幅広い経済的支援と北朝鮮の国際社会への編入などを念頭に政治、経済、外交、軍事的な側面からアプローチしてゆく必要がある。そのことによって、6カ国会議は今後の東北アジアにおける多国間安保機構構築のための掛け橋となると思われる。

5. 結論

ヨーロッパは、多国間安保体制を構築している CSCE/OSCE の発展を通じて、冷戦期およびそれ以後も多国間安保協力の典型的なモデルを示してきた。また、アジア太平洋地域でも 1990 年代初期から域内国家間の安保協力の側面から ARF やアジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP) を形成し、多国間安保協力を追求してきた。また、ASEAN+3 と APEC を通じて政治、経済分野での協力を推進している。これらの協議体もまた安保分野での協力まで議題を拡大する可能性があり、期待をもって受けとめられている。しかし、東北アジア地域での多国間安保協力はその発展が非常に緩慢である。実際民間レベルで 1993 年に発足した北東アジア協力対話 (NEACD) のみが運営されているのが現状である。東北アジア地域はアメリカ、中国、日本、ロシア間の理解が相互に対立しており、米韓、日米など二国間同盟の維持と、特に日中間の地域軍備競争の加速化、北朝鮮の核及びミサイル開発などによって多国間安保協力に限界が見られている。しかし、特に朝鮮半島での紛争終結と脱冷戦及び南北間統一援助をめざす朝鮮半島平和定着の模索の一貫として、東北アジア域内安保の安定的維持のため、南北朝鮮とアメリカ、日本、中国、ロシアが参加する多国間安保体制形成の必要性が浮き彫りになっている。

東北アジア地域での多国間安保協力が構築されれば、様々な理由で相互協力の難しい国

家間がスムーズに対話するためのチャンネルを提供できるというメリットがある。こういった多国間安保体制は域内の信頼と理解を増進させるため、その存在は信頼構築の方策となる。また、多国間の対話を通じて参加者間の相互協力を推進し、国家間の紛争危機を減少させる効果もある。このような側面から東北アジア多国間安保体制構築の利点をいくつかあげることができる。第一に、域内で発生する危機や侵略などを回避するための信頼構築の方策を用意することでその真価を発揮することができる。つまり、安保協力にもとづいて加盟国が政治、軍事的な信頼をもとに紛争を事前に予防するために予防外交を行い、東北アジアでの積極的な安保構築に寄与することができる。第二に、安保協力を通じて、加盟国は相互の紛争の原因となるものを予防し、一つの紛争がより大きい紛争へと発展することを予防すること、さらにはすでに発生した紛争の場合にも、この紛争の拡大を防ぐために多国間外交を展開することができる。第三に、環境問題、エネルギー問題、国際犯罪、大規模の自然災害などのような、新たに浮上してきている安保脅威に対して地域の立場から対処できる方法を提供することができる。制度化された多国間安保協力を形成することは難しいものの、ひとたび形成されると制度的慣性により、より安定的に維持される可能性も大きく、域内安定に寄与することができよう。

本論文では東北アジアの多国間安保体制の構築に際する障害を克服するための努力の一貫として、東北アジアの域内協力の強化、域内の信頼構築と軍備統制、アジア太平洋協議体の活性化、北朝鮮の核問題の平和的解決などを提案した。これらとともに重要なことは、域内国家間の安保認識の違いを克服し、異質的な諸国家からなる安保レジームにおける規範の同質性を確保する必要がある。このための基盤を整えるというレベルから、域内国家は積極的な多国間外交を通じて相互協力と「東北アジア安保の同質性」の構築を具現化していくべきである。

韓国は、朝鮮半島における平和定着のために東北アジアの多国間安保体制の利点を十分活用することによって、CSCE/OSCEを中心にヨーロッパで多国間システムの構築に貢献したヨーロッパの小国スイスやベルギーのように、東北アジアの安保レジームの構築のために戦略的な構想を練ってゆかねばならない。特に、6カ国会議を戦略的に活用して、域内国家間で東北アジアの多国間安保体制構築のための認識を高めていく必要がある。また、韓国政府が提示している北東アジア多国間安保対話(NEASED)のような多国間安保協議体が実現するよう、制度的な支えを整える必要がある。

参考文献

- 국방부, 『국방백서』, 1999, 2000, 2008.
국방부, 『지역다자안보정책 추진방향』, 서울: 국방부 군비통제관실, 2000.
김유남, 노병렬, “동북아 안보레짐의 형성 및 가능성,” 『국제정치논총』, 제 39 집 1 호 (1999).

- 박선섭, “동북아의 공동안보체제는 가능한가,” 『국방논집』, 제 22 호 (여름, 1993).
- 박종철, “동북아 다자간안보협력 방안,” 박종철 외, 『동북아 안보·경제 협력체제 형성방안』, 연구총서 03-17, 서울 : 통일연구원, 2003.
- 이대우, 『국제안보 환경변화와 한미동맹 재조정』, 서울 : 한올아카데미, 2008.
- 이서향, “동북아 다자간 안보대화·협력의 모색 : 한국의 입장,” 『지역연구논총』, 제 5 집 (1993).
- 이승근, “팬유럽 다자간안보 체제 구축 과정에 관한 고찰,” 『영남국제정치학회』, 제 1 집 (1998).
- 이승근, “유럽다자주의와 동북아안보 : 동북아 다자주의를 위한 OSCE 의 시준점을 중심으로,” 『유럽연구』, 제 12 호 (2001).
- 이승근, “동북아 군비증강과 한국의 2 중 전략 : 군사협력 강화와 무기도입의 다변화 전략을 중심으로,” 『국제정치논총』, vol. 42, no. 3 (2002).
- 이승근, “동북아 군비경쟁과 안보협력,” 『사회과학논총』, 제 28 집 1 호 (2009).
- 외교안보연구원, “동북아 다자안보 대화의 현황과 전망,” 『주요국제문제분석』, 서울 : 외교안보연구원, 1997.8.6.
- 전성훈, “채택식 군비통제와 동북아 협력,” 박종철 외, 『동북아 안보·경제 협력체제 형성방안』, 연구총서 03-17, 서울 : 통일연구원, 2003.
- 한국전략문제연구소, “동북아 다자안보협력 추진방안,” 정책토론 결과보고서, 08-4, no.138 (2008).
- 한국전략문제연구소, 『동북아 전략균형 2009』, 2009.
- Borawski, John, *From the Atlantic to the Urals: Negotiation Arms Control at the Stockholm Conference*, London: Brassey's Defense Publishers, 1988.
- Caporaso, James A., “International Relations Theory and Multilateralism : The Search for Foundations” in John Gerard Ruggie (ed.), *Multilateralism Matters: The theory and Praxis of an Institutional Form*, New York: Columbia University Press, 1993.
- Chung, Chien-peng, “The role of Asia-Pacific organizations in maintaining regional security,” *The Korean Journal of Defense Analysis*, vol. 20, no. 2 (June 2008).
- Fukushima, Akiko, “Regional Security Issues and Measures: A Japanese View,” *Peace and Prosperity in Northeast Asia: Exploring the European Experience*, Jeju Peace Institute Research Series 4, vol. 1 (JPI Press, 2008).
- Haftendorn, Helga, “The Security Puzzle: Theory-Building and Discipline-Building in International Security,” *International Studies Quarterly*, vol. 35, no. 1 (March 1991).
- Jensen, Carsten Stoby, “Neo-functionalism,” in Michelle Cini (ed.), *European Union Politics*, Oxford: Oxford University Press, 2003.
- Krasner, Stephen D., “Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables” in Stephen D. Krasner (ed.), *International Regimes*, Ithaca: Cornell University Press, 1983.
- Kupchan, Charles A. and Clifford A. Kupchan, “The Promise of Collective Security,” *International Security*, vol. 20, no. 1 (Summer 1995).
- Maresca, John J., To Helsinki, *The Conference on Security and cooperation in Europe 1973-1975*, USA: Duke University Press, 1985.
- Moon, Chung-in, “Nine Insights to Cope with the North Korean Nuclear Dilemma: A South Korean Perspective,” *Peace and Prosperity in Northeast Asia: Exploring the European Experience*, Jeju

Peace Institute Research Series 4, vol. 1 (JPI Press, 2008).

Rotfeld, Adam Daniel, "Confidence and security-building measures (CSBMs) in the modern context: the European experience," *The Korean Journal of Defense Analysis*, vol. 20, no. 1 (March 2008).

Ruggie, John Gerard, "Multilateralism: the Anatomy of an Institution," *International Organization*, vol. 46, no. 3 (Summer 1992).

Shin, Gi-Wook, "History, Conflicting Memories, and Reconciliation in Northeast Asia," *Peace and Prosperity in Northeast Asia: Exploring the European Experience*, Jeju Peace Institute Research Series 5, vol. 2 (JPI Press, 2008).

Swanstrom, Niklas, "Security and conflict management in East Asia," *The Korean Journal of Defense Analysis*, vol. 20, no. 3 (September 2008).

<http://www.iiss.org/conferences/the-shangri-la-dialogue/shangri-la-dialogue-2009> (검색일 : 2010.3.24).

キーワード 北東アジア多国間安保体制、CSCE/OSCE、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)、北東アジア協力対話 (NEACD)

(LEE Seung-Keun)

(Tr. by JEONG Sae-hwan)